

青森県報

第三千九十五号

平成二十一年
六月十日
(水曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課)	一
右 同……………	(同)	一
生活保護法による医療機関の指定……………	(同)	一
生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………	(同)	二
生活保護法による施術者の指定……………	(同)	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………	(同)	二
肥料登録の失効……………	(食の安全・安心推進課)	三

告 示

青森県告示第百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
津田医院	弘前市大字桔梗野四丁目七の四	平成二〇・三・三
八戸マナクリニック	八戸市大字十三日町一五 三元ビル五階	二〇・三・元
岬台医院	八戸市岬台二丁目六の五	二〇・三・三
浜中歯科医院	上北郡七戸町字七戸一六	〃
田中産科婦人科医院	十和田市西二番町七の一九	二〇・四・一
岩館薬局	八戸市大字中居林字平五	二〇・三・八

青森県告示第百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
一部事務組合下北医療センター国民健康保険川内病院（内科・歯科）	むつ市川内町休所四二の六一	平成二〇・三・三
訪問看護ステーションえがおみょう	八戸市大字妙字分枝三八の三	二〇・五・三
八戸在宅クリニック	八戸市大字岩泉町七	〃
訪問看護ステーションえがおはしかみ	三戸郡階上町蒼前西七丁目九の四〇七	〃
みんゆう調剤薬局 田店	弘前市大字宮川三丁目三の二	二〇・四・五

青森県告示第百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
津田医院	弘前市大字桔梗野四丁目七の四	平成三・四・一
岬台医院	八戸市岬台二丁目六の五	" "
アイセイ薬局岬台店	八戸市岬台二丁目六の一	" "
八戸マナクリニッケ	八戸市大字番町九の五協栄八戸番町ビル 二階	三・三・三〇
岩館薬局	八戸市大字中居林字平五	三・三・九
あしはらデンタルク リニッケ	三沢市東町一丁目二の二	三・四・一
国民健康保険川内診 療所(医科・歯科)	むつ市川内町休所四二の六二	" "

青森県告示第百九十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	有限会社アップル調剤薬局	弘前市大字石渡二丁目一の二二	平成三・四・一
変更後	アップル調剤薬局	弘前市大字和泉二丁目一七の一	三・五・一
変更前	桜田病院		
変更後	聖康会病院		

青森県告示第百九十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
佐藤 淳	弘前市大字藤代五丁目二の五	じゅん整骨院	弘前市大字藤代五丁目二の五	平成三・四・一

青森県告示第百四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)以下「例による生活保護法」という。(第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
アイセイ薬局岬台店	八戸市岬台二丁目六の一	平成三・四・一
国民健康保険川内診療所 (医科・歯科)	むつ市川内町休所四二の六二	" "

公 告

肥料登録の失効

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十一年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
青森県第 三五三三号	副産石灰肥	焼成ラミカ ル	アルカリ分 七〇・〇	公定規格 のとおり	ユニセラ株式 会社 東京都台東区 上野五丁目二 五のー七

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭